

公益財団法人動物環境・福祉協会 E v a 寄附金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条第4項の規定に基づき、公益財団法人動物環境・福祉協会 E v a (以下「協会」という。)が寄附者から金銭又はその他の財産(以下「寄附金等」という。)の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において寄附金とは、寄附者が協会の行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規則においてその他の財産とは、寄附者が協会の行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等(以下「寄附物品等」という。)で金銭以外のものをいう。

3 第4条以降の適用を受ける寄附金等の金額は100万円以上とする。ただし、100万円未満であっても、第3条の使途の制限は受けるものとする。

(使途)

第3条 寄附金等は、その半額以上を公益目的事業に使用するものとする。

2 使途を特定した寄附金等については、目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由等必要な事項を説明した書面を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第4条 寄附者から協会に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容(寄附金又はその他の財産)を確認しなければならない。

2 寄附金等が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て当該寄附金等を辞退しなければならない。

① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

③ 寄附金等の受け入れに起因して、協会が著しく資金負担が生ずる場合

④ 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務の遂行上(若しくは事業の大幅な変更又は管理等の相当のリスク等により)支障があると認められるもの及び協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

3 第1項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長又は理事会(重要な財産の場合)の承認を得なければならない。

4 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。

5 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄附者の住所・氏名
- ② 寄附金の額・金銭の種類（現金・有価証券その他）
- ③ 寄附物品・固定資産の量・種類等
- ④ 寄附金については、その用途を限定しない一般寄附金、又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。
- ⑤ その他必要事項

6 寄附金等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、協会として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

（寄附金の事務処理手続）

第5条 寄附金を協会の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

2 基本財産としての寄附金の資金運用については、別に定める「財産管理運用規程」によるものとする。

（寄附物品等の事務処理手続）

第6条 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

（改廃）

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、一般財団法人動物環境・福祉協会E v aの設立の登記の日から施行する。

附 則

平成26年10月22日 一部改正

附 則

平成27年3月17日 一部改正（公益認定による商号変更含む）

附 則
平成27年5月27日 一部改正